

騒音・振動の規制区域

区域の区分		区域名
騒音	振動	
第1種区域	第1種区域	用途区域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の区域
第2種区域		1 用途区域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 市街化調整区域の区域
第3種区域	第2種区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域
第4種区域		用途地域のうち工業専用地域の区域

特定工場等騒音規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 8時～18時	朝 6時～8時 夕 18時～21時	夜間 21時～6時
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

※ 第1種区域を除き学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地に周囲概ね50mの区域内における基準は、この表に定める値(第2・3・4種区域に限る)から5デシベルを減じた値とする。

特定工場等振動規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

※ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地に周囲概ね50mの区域内における基準は、この表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

特定建設作業の騒音規制基準

時間の区分 区域の区分	特定建設作業の場所の敷地境界における騒音の大きさ	夜間作業	一日の作業時間	作業期間	日曜日その他の休日の作業
くい打ち機等を使用する作業	85デシベル	午後7時から午前7時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
びょう打ち機を使用する作業					
さく岩機機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラントを設けて行う作業					
バックホウを使用する作業					
トラクターショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					
備考		災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く

特定建設作業の振動規制基準

時間の区分 区域の区分	特定建設作業の場所の敷地境界における騒音の大きさ	夜間作業	一日の作業時間	作業期間	日曜日その他の休日の作業
くい打ち機等を使用する作業	75デシベル	午後7時から午前7時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
鋼球を使用する作業					
舗装版破碎機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
備考		災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く